

オークションストア利用約款

オークションストア利用約款（以下「本利用約款」といいます）は、LINE ヤフー株式会社（以下「当社」といいます）が提供する本サービス（第 1 編基本約款第 1 条（用語の定義）第 2 号に定義します）のご利用に適用されます。本サービスのご利用を希望される方は、本利用約款にご同意いただいた上、お申し込みいただく必要があります。お申し込みいただいた場合、当社は、申込者が本利用約款に同意されたものとみなします。なお、本利用約款第 1 編および第 2 編のほか、当社が本利用約款に基づき定める Yahoo!オークション!ストア運用ガイドライン、特別ルールおよび個別に提示する利用条件（以下「ガイドライン等」といいます）についても、本利用約款の一部を構成し、ガイドライン等に違反した場合も、本利用約款に違反したものとみなします。

第 1 編 基本約款

第 1 章 本サービスの利用

第 1 条（用語の定義）

1. 本利用約款に使用する語句および用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「Yahoo!オークション」とは、当社が「LINE ヤフー」「LY Corporation」などの当社のサービスマーク（以下「当社のサービスマーク」といいます）の下に提供するインターネット上の広告システムであり、競り売りを模した形式で利用者間の交流の場と商品や役務に関する取引の機会を提供する機能を有するサービスをいいます。
- (2) 「本サービス」とは、Yahoo!オークションに関連して、当社が出店者に提供する第 4 条（本サービスの提供）第 1 項に定めるサービスの全部または一部をいいます。
- (3) 「オプションサービス」とは、本サービスに関連して、当社が出店者に提供するサービスをいいます。
- (4) 「出店者」とは、第 2 条（契約の成立）の定めに従い、本サービスの利用を申し込み、当社との間で本サービスの利用にかかる契約（以下「本契約」といいます）が成立した者をいいます。
- (5) 「商品等」とは、出店者が本サービスを利用して販売する商品または役務をいいます。
- (6) 「出店者ページ」とは、出店者が本サービスを利用して出店者の商品等の情報を掲載することができる、出店者において全部または一部が編集可能な Yahoo!オークション内のウェブページをいいます。
- (7) 「売買契約等」とは、出店者とお客様との間で締結する、商品等の売買契約または役務提供契約のことをいいます。
- (8) 「出品」とは、本サービスを利用して出店者ページに商品等の広告を掲載することをいいます。
- (9) 「お客様」とは、閲覧する端末機器の種類を問わず、当社の提供する Yahoo!オークションのウェブページを閲覧する者をいいます。

- (10) 「落札額」とは、オークション終了時の入札額のうち最高額のことをいいます。
- (11) 「販売価格」とは、購入ボタン取引による商品等の販売価格をいい、オプション料金を含み、送料ならびに販売価格に賦課される消費税および地方消費税を含まないものをいいます。
- (12) 「購入額」とは、販売価格、送料ならびに販売価格に賦課される消費税および地方消費税を含む金額をいいます。
- (13) 「出店者情報」とは、商品等に関する情報、商品等の販売条件、出店者の名称、通信販売業務責任者の氏名など、出店者が出店者ページに掲載するすべての情報（出店者ページに掲載する著作物を含みます）をいいます。
- (14) 「取引情報」とは、商品等を落札したお客様の氏名、住所、メールアドレス、クレジットカード情報を含む支払情報、商品等の名称、数量、金額、商品等発送先住所、受取人氏名など、取引に関するすべての情報をいいます。
- (15) 「商品等販売情報」とは、出店者情報、取引情報ならびにお客様の商品等に関するクリックデータおよびアクセスログをいいます。
- (16) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報ならびに Yahoo! JAPAN ID、メールアドレス、通信ログおよびクッキー情報等をいいます。
- (17) 「モールクーポン」とは、当社がお客様に対して発行する、お客様が購入額の全部または一部の支払に利用することができるクーポンをいいます。
- (18) 「ポイント」とは、PayPay 株式会社と同社の PayPay サービス利用規約において定める PayPay ポイントをいいます。
- (19) 削除
- (20) 「オークションストア決済サービス」とは、第 2 編第 1 条第 2 号に定めるサービスをいいます。
- (21) 「購入ボタン取引」とは、出店者がストアクリエイターPro を利用し Yahoo!オークションへ出品した場合において、「購入を確認する」および「購入を確定する」ボタンを押して行う取引（お客様が「入札する」または「落札する」ボタンを押して行う取引も含みます）をいいます。

第 2 条（契約の成立）

1. 本サービスの利用の申し込みは、以下に従って行うものとします。
 - (1) 本サービスの利用を希望する者は、本利用約款に同意の上、当社所定の資料を提出して、本サービスの利用を申し込むものとし、当社は、当社所定の審査を行うものとします。
 - (2) 削除
 - (3) 第 1 号の本サービスの利用の申し込みにあたり、ショッピングストア利用約款に同意の上、Yahoo!ショッピングの出店契約の締結を完了させていることが必要となります。

(4) 削除

2. 本サービスの利用を希望する者は、前項第 1 号の申し込み時に当社に提出する資料または当社に届け出る事項が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。
 3. 当社所定の審査の結果、当社が第 1 項第 1 号の申し込みを承諾したときに、当社と本サービスの利用を希望する者との間で、本契約が成立します。
 4. 当社は、本契約成立後速やかに出店者を識別するためのアカウントならびに本サービスの利用に必要な ID およびパスワード（以下 ID とパスワードをあわせて「アクセス権限情報」といいます）を発行し、出店者は、これらをすべて受領したときから本サービスを利用することができるものとします。
出店者は、本サービスの利用にあたっては、併売プラン規約に同意の上、Yahoo!オークションストアの Yahoo! JAPAN ID と Yahoo!ショッピングのストアアカウントの連携申請を行った上でストアクリエイターPro を利用する必要があります。なお、2022 年 12 月 1 日時点において本契約を締結済みの出店者についても、本サービスの利用にあたっては、ストアクリエイターPro を利用し本サービスを利用するために、ショッピングストア利用約款同意の上、Yahoo!ショッピングの出店契約の締結を完了し、併売プラン規約に同意の上、Yahoo!オークションストアの Yahoo! JAPAN ID と Yahoo!ショッピングのストアアカウントの連携申請を行った上でストアクリエイターPro を利用する必要があります。
 5. 当社は、1 契約あたり 1 つのアカウントを発行し、出店者は、1 つのアカウントに対して 1 つの出店者ページを持つことができるものとします。出店者が 2 つ以上のアカウント発行を希望する場合、別途第 1 項の申し込みを行うものとします。
 6. 出店者は、購入ボタン取引を行う必要があり、購入額の決済はオークションストア決済サービスを利用するものとします。購入ボタン取引には、本利用約款第 1 編（入札または落札に関する規定も含まれます）に加えて第 2 編が適用されるほか、ガイドライン等の入札、落札に関する各規定が適用されます。
- #### 7. 削除

第 3 条（アクセス権限情報の管理）

1. 出店者は、アクセス権限情報を第 35 条（秘密保持義務）第 1 項に定める秘密情報として管理し、第 30 条（委託）第 1 項で当社に通知した以外の第三者にその内容を開示または利用させてはなりません。
2. 出店者は、当社がアクセス権限情報を用いて行われたすべての行為を当該アクセス権限情報の発行を受けた出店者によるものとみなすことをあらかじめ承諾するものとします。
3. 出店者は、理由のいかんを問わず、アクセス権限情報のセキュリティーが確保できていないおそれがあると判断した場合、直ちに当社に通知しなければなりません。
4. 当社は、アクセス権限情報のセキュリティーが確保できていないおそれがあると判断した場合、当該アクセス権限情報を削除・変更するなど必要な措置をとることができるも

のとします。当該措置によって出店者が本サービスを利用できない期間があった場合でも、当社は出店者に対し一切の責任を負わないものとします。

第4条（本サービスの提供）

1. 当社は、出店者に対して、以下に定めるサービスを提供します。
 - (1) 以下の機能を有するコンピュータプログラムまたは API の全部または一部を提供するサービス
 - (ア) 商品等を一括で出店者ページに掲載する機能
 - (イ) 出店者ページを Yahoo!オークションに掲載する機能
 - (ウ) 商品等販売情報管理機能
 - (エ) 商品等の決済方法設定機能
 - (オ) 商品等の取引管理機能
 - (カ) 製品に関するデータベース閲覧機能
 - (キ) お客様に対してニュースレターを配信できる機能
 - (ク) その他上記機能に関連して当社が任意に追加する機能
 - (2) オークションストア決済サービス
 - (3) 削除
2. 出店者は、アクセス権限情報を利用して本サービスを提供するための当社のシステムにアクセスするものとし、それ以外の方法でアクセスしてはなりません。
3. 出店者は、本サービスを利用する場合、その利用に必要な範囲で、当社所定の方法で、当社のシステムを利用するものとします。出店者は、本サービスの利用に必要な機器、ソフトウェア等の利用環境を自らの費用と責任において準備し、本サービスを利用するものとします。出店者の本サービスの利用に際して当社が出店者に提供するサポートの範囲は、別途ガイドライン等に定めるとおりとします。
4. 当社は、出店者ページに、お客様が商品等の入札を検討する際の参考になると当社が判断した情報または機能（出店者の商品等と同一の他の出店者の商品等に関する口コミ情報掲載機能や、当社または第三者の商品や役務の案内など）を付加することができるものとし、出店者は、当該付加された情報または機能について当社が何ら責任を負わず、個別の削除要請に応じないことをあらかじめ承諾するものとします。

第5条（本サービス利用の順守事項）

1. 出店者は本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める事項を順守するものとします。
 - (1) 出店者は、善良なる管理者の注意をもって本サービスを利用しなければなりません。出店者は、本サービスを提供するための当社のシステムの操作および本サービスの利用の結果について、すべて責任を負い、また、出店者の不適切な操作の結果、本サービスが停止または毀損した場合、出店者は当社が被った損害を賠償するものとします。

- (2) 出店者は、本サービスを、出店者ページに商品等を出品し、お客様と売買契約等を締結する以外の目的または当社が不適当とみなした方法もしくは態様で利用してはなりません。
 - (3) 出店者は、本利用約款の定めを順守するとともに、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法、個人情報の保護に関する法律等関連法令、ガイドライン、業界団体の定める自主基準および自主規制等（以下これらすべてを総称して「法令等」といいます）に従い、出店者情報を適切に表示しなければなりません。
 - (4) 出店者は、ガイドライン等に従い、出店者ページの更新を自ら行わなければなりません。
 - (5) 出店者は出店者ページの内容を常に正確な内容に保たなければなりません。
 - (6) 削除
2. 出店者は、本サービスまたは当社の提供する他のシステムを利用して、お客様に対してYahoo!オークション外での取引を誘引するような行為を行ってはなりません。出店者は、別途、当社の事前の承諾がある場合を除き、本サービスを利用して作成されたウェブページの全部または一部を当社の管理するサーバー以外のコンピューターや記録媒体に保存したり、Yahoo!オークション外で使用したりしてはなりません。
 3. 出店者は、本サービスで提供されるコンピュータープログラムまたはAPIを、複製、貸与または公衆送信（本サービスの公衆送信機能を使って公衆送信する場合を除きます）したり、リバースエンジニアリング、逆アセンブルその他の方法でソースコードを解読したりしてはなりません。

第6条（ニュースレター配信機能の提供）

1. 出店者は、商品等の宣伝目的かつ自己の名においてのみニュースレターをお客様に配信するものとします。
2. 出店者は、以下の内容を含むニュースレターをお客様に配信してはならないものとします。
 - (1) 出店者ページに掲載していない商品等を宣伝するもの
 - (2) Yahoo!オークション外での取引を誘引するもの
 - (3) 本利用約款および法令等に違反または違反するおそれのあるもの
 - (4) お客様または第三者の権利を害しまたは害するおそれのあるもの
 - (5) 公序良俗に反するものや不快感をあたえるようなもの
 - (6) 当社の信用または当社の提供するサービスに対する信用を毀損するおそれのあるもの
 - (7) 当社がニュースレターの内容について認めたり、推奨したりしているかのような誤解を与えるもの
 - (8) その他当社が配信を不適当と認めたもの

3. 出店者は、当社が設定するニュースレターのヘッダーおよびフッター部分を一切変更してはならないものとします。
4. 出店者は、当社がニュースレターの配信数または配信時間等を制限する場合があります、出店者があらかじめ設定したとおりに配信されない場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。

第7条 削除

第8条（ポイントおよびモールクーポンによるプロモーション）

1. 出店者は、当社が以下の方法による商品等のプロモーションを行うことをあらかじめ承諾し、当社の求めに応じ協力するものとします。
 - (1) 当社が設定するポイント付与率（以下「ポイント付与率」といいます）を、販売価格に乗じて算定したポイントをお客様に付与する方法
 - (2) 購入額の全部または一部の支払にポイントの利用を認める方法
 - (3) モールクーポンを発行する方法
 - (4) モールクーポンの利用条件に従って購入額の全部または一部の支払にモールクーポンの利用を認める方法
2. 削除
3. 当社は、当社の任意の判断と負担により、お客様にポイントを付与することができるものとします。
4. モールクーポンの発行時期、購入に利用できる商品等やモールクーポンの種類、利用対象となる出店者などモールクーポンの利用条件は、当社が任意に設定します。

第9条（お客様によるモールクーポンの利用）

1. お客様は、購入額の全部または一部の支払にモールクーポンを利用できるものとします。
2. 出店者は、前項の場合、利用されたモールクーポンに相当する金額を購入額から差し引いて請求するものとし、利用されたモールクーポン値引き相当額を含んだ金額をお客様に請求してはなりません。
3. 出店者は、お客様に対し、モールクーポンの利用を拒否したり、利用できるモールクーポンの種類を制限したり、他の決済方法への変更を要求したり、モールクーポン利用にかかる手数料を要求したりするなど、その方法を問わず、モールクーポンを利用するお客様を不利に扱ってはなりません。

第10条（ポイントおよびモールクーポンに関する順守事項）

1. 出店者は、ポイントおよびモールクーポンと類似するサービスや特典を提供している場合、お客様がポイントおよびモールクーポンと混同または誤解しないようにしなければなりません。

2. 出店者は、その方法を問わず、商品等について自ら落札し、または第三者をして落札させることにより、ポイントおよびモールクーポンを取得してはなりません。当社がこれらに類似すると判断した行為についても同様に禁止いたします。
3. 出店者は、ポイントおよびモールクーポンに関する帳票の保存について、第 15 条（帳簿の保存）の定めに従うものとします。

第 11 条（オプションサービスの利用）

出店者がオプションサービスの利用を希望する場合、当社が別途定めるオプションサービス利用の条件に同意して、当社所定の手続にて申し込むものとし、特段の定めのないかぎり、当月のオプションサービス利用料を毎月末日に、次条に定める対価とあわせて当社に支払うものとします。また、オプションサービス利用の条件に定めがない事項は、本利用約款の定めが適用されるものとします。

第 2 章 対価および費用の支払

第 12 条（対価の支払）

1. 出店者は、本サービス利用の対価として、当社所定の料金表記載のロイヤルティおよび本利用約款に定める費用（以下あわせて「対価」といいます）を、これらにかかる消費税および地方消費税を加算して、当社に支払うものとします。出店者は、当社所定の期日までに当社指定の指定収納代行会社（以下「指定収納代行会社」といいます）と対価の支払に必要な契約を締結し、本契約期間中これを維持しなければなりません。
2. 出店者は、ロイヤルティとして、落札額または販売価格に、当社所定の料率を乗じた金額（ただし円未満の処理は当社所定の方法による）を、以下の方法により支払うものとします。
 - (1) 削除
 - (2) オークションストア決済サービスを用いて決済される売買契約等にかかるロイヤルティの場合、第 12 条の 3 および第 2 編に規定する方法により当社に支払うものとします。
 - (3) 前二号以外の場合、収納指定代行会社の指定する期日までに支払うものとします。
3. 出店者は、ロイヤルティ以外の本利用約款に定める費用を、収納代行会社を通じて、当社に支払うものとします。
4. 落札された日の属する月の末日（事由のいかんを問わず本契約が終了する場合は本契約終了月の末日）までに、商品等の取引管理機能を用いて落札者または落札者候補を削除した場合、当該落札にかかるロイヤルティはかかりません。
5. 事由のいかんを問わず、本契約が終了する場合は、本契約終了月の末日までに取引管理機能を用いて取り消されていないすべての落札額または販売価格が、ロイヤルティの対象となります。

6. 出店者は、当社が本利用約款の定めに基づき本サービスの全部または一部の利用を停止している場合であっても、当該期間中の対価が減免されないことをあらかじめ承諾するものとします。
7. 削除
8. 出店者は、当社が指定収納代行会社を変更した場合は変更後の指定収納代行会社を通じて支払うものとします。
9. 第 1 項および前項の定めにかかわらず、当社が認めた場合、出店者は当社の指定する銀行口座への振込またはその他の当社の認める方法で対価を支払うことができるものとします。なお、銀行口座に振り込む場合の振込手数料は出店者の負担とします。

第 12 条の 2 (モールクーポン利用分の支払)

1. 当社は、お客様が購入額の全部または一部の支払にモールクーポンを利用した場合、第 12 条の 3 に定める方法に従い、当該モールクーポン利用による値引き相当額を出店者に支払います。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、以下の場合に、出店者に対し措置の内容および理由を通知して直ちにモールクーポン利用による値引き相当額の支払を留保することができるものとします。ただし、出店者が反復して本利用約款に違反する行為をし、かつ、当該行為により Yahoo!オークションの運営に支障が生じるおそれがある場合、当社は、出店者に対し理由を通知する必要はないものとします。
 - (1) 第 2 編第 2 章第 1 款第 10 条 (購入額を立替払いしない場合等) に該当する場合
 - (2) その他、不正利用防止の観点から必要と当社が判断した場合

第 12 条の 3 (相殺処理)

1. 当社は、出店者がオークションストア決済サービスを利用する場合、当社が本契約に基づき出店者に対して有する債権 (以下「当社債権」といいます) と、当社が出店者に支払うべき購入額その他の当社が本契約に基づき出店者に対して負担する債務 (以下「当社債務」といいます) とを、当該債務の履行期にかかわらずいつでも対当額で相殺できるものとします。なお、当社債権および当社債務は、いずれもオークションストア決済サービスを用いて決済される売買契約等、オプションサービス利用料 (特段の定めがある場合を除く) またはモールクーポンにかかるものに限ります。
2. 当社は、前項の相殺により、当社債権を消滅させるために足りないときは、当社が適当と認める順序方法により当社債務を充当すべき当社債権を指定すること (以下「充当指定」といいます) ができるものとします。
3. 当社が前項により充当指定を行った場合、出店者はその充当指定に対して異議を述べることができないものとします。

第 12 条の 4 (併存的債務引受)

出店者は、当社債務について、三井住友カード株式会社が併存的債務引受をすることがあることを承諾するものとします。また、出店者は、本条の併存的債務引受の対象とされた

当社債務の履行を目的として、出店者の指定する金融機関の口座に関する情報を当社が三井住友カード株式会社に対して提供することにあらかじめ同意するものとします。

第 13 条 削除

第 14 条（担保の提供）

当社は、出店者の当社に対する未払の金銭債務の額が、当社が与信の限度として定める金額を超過もしくは超過するおそれのある場合または当社に担保として提供している保証金の合計額を超過もしくは超過するおそれのある場合、出店者に対して担保の提供を要求することができるものとし、出店者は、当社に対し、当社の要求する担保を提供しなければなりません。

第 15 条（帳簿の保存）

1. 出店者は、売買契約等に関連する処理経過、お客様との通信内容、売買契約等の成立を証する記録、商品発送簿その他の当社所定のデータまたは資料（以下「取引関連データ等」といいます）を当社所定の方法で作成し、本契約期間中および本契約期間終了後 7 年間は出店者の事務所に保存するものとします。
2. 出店者は、当社から要求を受けた場合、取引関連データ等を当社に対して直ちに開示するものとします。
3. 前項の開示の結果、当社が実際に支払われた対価よりも支払われるべき対価の額が多いことを発見した場合、出店者は直ちに差額および当社が確認に要した費用を当社に支払わなければなりません。

第 16 条（遅延利息）

出店者が当社に対して負担する金銭債務の支払を遅延した場合、出店者は、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を年 14.6%の割合によって、当社に支払うものとします。

第 3 章 出店者の義務

第 17 条（出店者の売主としての義務）

1. 出店者は、お客様に対し、出店者自身が売買契約等の売主または役務提供者（以下「売主」といいます）である旨を明確に出店者ページに表示するものとします。
2. 出店者は、商品等の販売条件として、お客様が一方的に不利になるような条件を付してはなりません。また、出店者は、商品等の販売条件に関する適切な説明を、出店者ページに明示するものとします。
3. 出店者は、商品等を発送する場合には、オークションまたは購入ボタン取引終了のいずれか早い方から当該商品等の発送までの間に、速やかに、お客様に対し、商品等の購入にかかる一切の金額明細、消費税および地方消費税、支払方法等必要な事項を通知しなければなりません。

4. 出店者は、お客様に対し、商品等の売主としての義務を誠実に履行しなければならず、お客様からの問い合わせに適切に対応するものとし、当社の信用を毀損するようなことを行ってはならないものとします。
5. 出店者は、本契約の終了後といえども、お客様との間で成立した売買契約等に基づく債務の履行に関して、全責任を負うものとします。

第 18 条（商品等の情報の変更削除義務）

1. 出店者は、次の各号の一に該当する場合、直ちに商品等の情報を変更または削除しなければなりません。
 - (1) 商品等の情報に誤りまたは変更すべき内容がある場合
 - (2) 商品等の情報が本利用約款または法令等に違反する場合
 - (3) 出店者が商品等の情報または商品等について行政指導または行政処分を受けた場合
 - (4) 第三者が出店者の商品等と同一の商品または役務について行政指導または行政処分を受けた場合
 - (5) 前各号に定める場合の他、商品等の情報に重大な問題があると当社が判断した場合
2. 前項に基づき変更または削除すべき原因が、商品等の販売条件または Yahoo!オークションの運営に重大な影響を及ぼすものである場合、出店者は、当該原因を発見後、直ちにその旨を当社に書面またはメールにて通知するものとします。

第 19 条（商品の確保等）

1. 出店者は、商品が確保できていない場合または役務提供ができない場合、出品してはなりません。
2. 出店者は、出品後に前項に該当することが発覚した場合、商品等の情報を削除するなど、お客様に迷惑をかけないようにするものとします。

第 20 条（特定商品の取り扱い）

1. 出店者は、当社が別途定める特定の商品等については、事前に当社所定の審査を経て当社の承諾を得なければ出品してはなりません。
2. 出店者は、当社が別途定める特定の商品等については、当社が別途定める出品条件を順守しなければなりません。
3. 出店者は、当社が別途定める特定の商品等を出品する場合、当該特定の商品等以外は出品してはなりません。
4. 出店者が本条の定め違反した場合または特定の商品等に関して当社または出店者がお客様または第三者からクレーム（損害賠償請求、使用差止請求など内容のいかんを問わず、また、訴訟提起の有無を問いません。以下同じ）を受けた場合、当社は直ちに当該商品等の掲載を停止または本契約の解除を行うことができるものとします。

第 21 条（クレーム対応等）

1. 出店者は、出店者または商品等に関連して、お客様または第三者からクレームを受けた場合、自らの責任と費用において対応し解決を図るものとし、クレームの再発防止のために必要な措置を講じなければなりません。
2. 出店者は、前項のクレームを解決するにあたって、お客様または第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するとともに、その経過を当社に対して報告するものとします。また、出店者が前項のクレーム対応上、お客様へ通知またはプレスリリースなどを行う場合には、事前に当社にその内容を通知するものとします。
3. 出店者は、出店者または商品等に関連して、当社がお客様または第三者からクレームを受けた場合、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社にいかなる迷惑もかけないものとします。当社が損害（弁護士費用を含みます）を被ったときには、出店者はその損害を賠償するものとします。
4. 出店者がお客様から落札額または購入額の全部または一部の支払を受けたにもかかわらず第 40 条（契約解除）第 2 項各号の事由に該当し、お客様に対する売買契約に基づく債務の履行が見込めなくなったと当社が判断し、当社がお客様に対してお客様が被った被害額に対する見舞金を支払う場合（ポイントによる支払を含みます）、出店者が当社にその見舞金の額と同額の損害を与えたものとし、出店者はその見舞金の額と同額の賠償金を当社に支払うものとします。

第 22 条（法令等の順守事項）

1. 出店者は、本利用約款および法令等を順守し、また、商品等を販売するための必要な許認可や承諾を、自らの責任と費用で取得し、これを維持しなければなりません。
2. 出店者は、商品等の品質、機能、安全性、警告表示および取扱説明書の記載に誤りや過不足がないよう万全の注意を払わなければならないと、監督官庁または業界団体から商品等のリコールや自主規制が要請された場合、速やかにこれに応じるものとします。
3. 出店者は、本利用約款および法令等が改定された場合、速やかにこれを確認しなければなりません。
4. 出店者は、当社から要求を受けた場合、出店者が本利用約款および法令等を順守しているかを当社が判断するために必要な情報を速やかに提出するものとします。
5. 当社は、前項の資料の提出の有無にかかわらず、出店者が本利用約款および法令等を順守しているかの調査が必要だと判断した場合、出店者の営業時間内に出店者の事業所に立ち入り、調査を行うことができるものとします。
6. 出店者は、本サービスの利用に関連して出店者、お客様、当社または第三者に被害が生じ、当社が出店者に対し所管の警察署へ被害届の提出を要請した場合、可能な限りこれに協力するものとします。
7. 出店者は、当社が出店者情報もしくは出店者による商品等の販売方法（商品等の売主としての義務の履行を含みます。以下同じ）が本利用約款および法令等に違反しているもしくはそのおそれがあると判断し、または出店者のお客様対応もしくは商品等が Yahoo! オークションにふさわしくないと判断して、出店者にその是正を求めたときは、速やかに是正するものとします。

第 23 条（当社の行う措置）

出店者情報および出店者による商品等の販売方法が、本利用約款もしくは法令等に違反しているまたはそのおそれがある場合または Yahoo!オークションにふさわしくないと当社が判断した場合、当社は、いつでも、出店者情報を削除すること、検索結果（オークションの一覧）に表示されにくくすることまたは表示しないこと等ができるものとします。

第 4 章 情報管理

第 24 条（出店者の情報管理）

1. 当社および出店者は、取引情報およびお客様の個人情報を当社および出店者がそれぞれ取得し、管理することを相互に確認するものとします。
2. 出店者は、取引情報およびお客様の個人情報を、法令等に従い取り扱うものとし、第三者に漏えい、滅失または毀損（以下「漏えい等」といいます）してはならず、また、お客様に対してあらかじめ明示した目的以外で利用してはなりません。また、出店者は、出店者のプライバシーポリシーを出店者ページに明示しなければなりません。
3. 出店者は、取引情報およびお客様の個人情報を漏えい等しないように、必要なセキュリティ保護を自らの費用と責任で行わなければなりません。
4. 出店者は、出店者または出店者の委託先から取引情報またはお客様の個人情報が第三者に漏えい等した場合、自らの費用と責任でこれに対処しなければなりません。
5. 前項の場合、出店者は流出の事実を直ちに当社に報告の上、漏えい等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策を策定、実施するものとします。また、当該再発防止策の策定、実施後直ちに当社に書面にて再発防止策の内容を報告するものとします。
6. 当社は、出店者が報告した再発防止策の内容が不十分であると認めた場合、その他当社が必要と認める場合、出店者に当該再発防止策の改善の要求その他必要な措置、指導を行うことができるものとし、出店者はこれに従うものとします。
7. 出店者は、出店者の責に帰すべき事由により、取引情報またはお客様の個人情報の漏えい等または目的外利用によって当社またはお客様に損害が発生した場合、当該損害を賠償する責任を負います。

第 25 条（当社の情報管理）

1. 当社は、出店者が取得し当社に保管されている商品等販売情報を、当社の定める基準に従い、厳正に取り扱うものとします。
2. 当社は、当社が取得したプライバシーに関する情報を、当社の定めるプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとします。

3. 当社は、出店者の名称、住所、連絡先、担当者名等の情報を、当社または当社の提携するサービスを案内するために利用または当社の提携事業者に開示することができるものとします。

第 26 条（出店者情報の扱い）

1. 当社および出店者は、出店者情報に含まれる著作物の著作権は出店者または出店者に対する権利許諾元に帰属することならびに Yahoo!オークションおよび本サービス上の表示等の著作物（出店者情報に含まれる著作物は除きます）に関する権利は当社または当社に対する権利許諾元に帰属することを確認します。ただし、これにより各当事者が従来から保有していた権利の帰属は何ら影響を受けません。
2. 出店者は、当社に対し次の各号に定める事項を許諾し、または許諾するために必要な権利を権利者から取得します。
 - (1) 出店者情報を、出店者、出店者の商品等のプロモーションならびに Yahoo!オークションおよびその他の当社のサービス提供のために当社自ら利用し、また、Yahoo!オークションに関連するサービスを提供する当社の提携先に当該サービス提供に必要な範囲に限り利用させること
 - (2) 前号に必要な範囲で改変を行うことまたは第三者に行わせること
 - (3) お客様に対し、ダウンロードおよび印刷することを許諾すること
3. 当社は、新聞、雑誌、テレビ番組等の媒体に対して当社のサービスに関する記事掲載や報道ならびにこれらのために当社のサービスを撮影することを許諾することができるものとします。この場合、当該記事掲載または報道の内容に、出店者ページが含まれる場合があることを出店者はあらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、Yahoo!オークションや関連ドキュメント上に、出店者の名称、ロゴ、出店者の指定する標章および出店者情報に含まれる著作物の著作権者が出店者である旨を表示することができるものとします。

第 5 章 一般条項等

第 27 条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 出店者は、出店者および出店者の親会社、子会社等の関連会社ならびにそれらの役員、従業員等（以下あわせて「出店者等」といいます）が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (6) 前各号の共生者

- (7) その他前各号に準ずる者
2. 出店者は、出店者等が自らまたは第三者を利用して、当社または第三者に対し、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 3. 当社は、出店者が第 1 項または前項に違反している疑いがあると判断した場合、直ちに本契約および当社と出店者間に存在する他の契約の全部もしくは一部の履行を停止または契約を解除できるものとします。

第 28 条（代理行為等の禁止）

1. 当社は、出店者に対し、本契約の締結により、いかなる代理権も付与しません。出店者は、当社を代理する旨の表示または当社もしくは当社の代理人であると誤認させるおそれがある表示をしてはなりません。
2. 当社は、本契約の締結により、当社のサービスマークを使用して営業または事業を行うことを出店者に許諾するものではありません。出店者は、当社のサービスマークの使用の許諾を受けている旨を表示してはならず、また当社自身が営業もしくは事業を行っている、または当社のサービスマークの使用の許諾を受けて営業もしくは事業を行っているとは誤認させるような外観を表示してはなりません。
3. 出店者は、当社の名義を付したパンフレット等を作成したり、当社の書面もしくは電子メールによる事前の承諾なく当社のサービスマークまたはこれらに類似するサービスマーク、ロゴ等を使用したりしてはなりません。
4. 出店者は、前項において当社が事前に承諾する場合、当社が事前に承諾した当社のサービスマークの種類、使用目的、使用場所および使用期間ならびに当社の定める利用ガイドラインに従い当該サービスマークを使用するものとします。なお、当社より、利用ガイドラインが変更される旨および変更後の利用ガイドラインが通知された場合、以後、変更後の内容に従って当該サービスマークを使用するものとします。

第 29 条（届け出および当社からの通知）

1. 出店者は、当社に届け出た事項に変更がある場合、直ちに当社に届け出るものとします。

当該変更の届け出をしなかったことにより、出店者に生じた損害は、出店者が負担するものとします。
2. 当社から出店者への通知は、あらかじめ届け出のあった出店者のメールアドレスにメールを送信する方法で行うものとし、当該方法で送信したことにより、当社からの通知が

完了したものとみなします。ただし、当社が特に認めた場合、当社は他の方法により出店者に通知することができるものとします。

第 30 条（委託）

1. 出店者は、自己の責任と管理の下、本契約において出店者が負うのと同様の義務を課すことを条件として、出店者ページの作成や運営などを第三者に対して委託することができるものとします。ただし、出店者は当該委託を行う場合は当社の求めに応じ、当該第三者および委託内容等を書面にて通知するものとし、当該第三者の行為およびそれにより生じた結果のすべてについて、当社およびお客様に対し責任を負うものとします。
2. 当社は、当社の自己の責任と管理の下、本契約において当社が負うのと同様の義務を課すことを条件として、当社の業務を第三者に委託し、必要な範囲において、商品等販売情報、秘密情報および本契約の締結または履行の過程において知り得た出店者に関連する情報を、当該第三者に開示することができるものとします。当社は、当該第三者による委託業務の遂行によって出店者に損害が発生した場合、本契約の定める範囲で、当該損害を賠償します。

第 31 条（譲渡等の禁止）

出店者は、当社の書面による事前の承諾のない限り、本契約上の地位および本契約によって生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡または担保に供してはなりません。

第 32 条（広告の掲載）

当社は、出店者情報が掲載された Yahoo!オークションに第三者または当社の広告（画像、テキスト、音声、動画等形式を問いません）を掲載または配信することができるものとします。この場合、当該広告販売から得られる収入はすべて当社に帰属するものとします。

第 33 条（本サービスの変更等）

1. 当社は、本サービスのバージョンアップ、不具合の修正等、本サービスの提供に必要な範囲で、出店者に告知することなく、本サービスの全部または一部の内容を変更することができるものとします。ただし、出店者に重大な影響を及ぼす場合には、当社は出店者に通知するものとします。
2. 当社は、Yahoo!オークションの表示方法、カテゴリ構成等の内容を、出店者に告知することなく、変更することができるものとします。ただし、出店者に重大な影響を及ぼす場合には、当社は出店者に通知を行うものとします。

第 34 条（保証の範囲）

1. 当社は、本サービスを、当社がその時点で保有している状態で出店者に提供し、出店者の所期の目的、要求もしくは利用態様に適合することまたはバグなどの不具合が一切ないことを保証いたしません。

2. 当社は、本サービスについてバグ等の不具合を修正、改良等する義務を負うものではありません。ただし、当社は、当該不具合を改善するよう努めるものとします。
3. 出店者がダウンロード、その他の方法で当社サーバーから取得したすべての情報は、出店者自身の責任において利用するものとし、当該情報をダウンロードしたことに起因して発生したコンピュータープログラムの障害、その他の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 出店者は、商品等販売情報等の情報について、出店者の費用と責任においてバックアップを取るものとし、当社は、本サービスの不具合によりこれらの情報が喪失したことによる損害について、一切の責任を負わないものとします。

第 35 条（秘密保持義務）

1. 当社および出店者は、本契約の内容ならびに本契約を通じて知り得た相手方の営業秘密（不正競争防止法第 2 条第 6 項に定めるものをいいます）であって、開示にあたり相手方が秘密である旨を明示した情報（以下「秘密情報」といいます）を、本契約の有効期間中および本契約終了後 2 年間秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、本契約の履行目的以外の目的に使用してはなりません。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合には、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として、開示することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

第 36 条（本サービスの中断）

1. 天災地変、戦争、内乱、暴動、停電、通信設備の事故、通信事業者の役務提供の停止または緊急メンテナンスの実施、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導その他当社の責に帰することのできない事由により本契約の全部または一部を履行できなかった場合、当社はその履行できなかった範囲で責任を負わず、本契約上の義務を免除されるものとします。
2. 当社は、次の各号の一に該当する場合、出店者に何らの通知、催告をすることなく本サービスの全部または一部の提供を中止または停止することができるものとします。
 - (1) 出店者情報または出店者による商品等の販売方法が、本利用約款および法令等に合致しない場合もしくはそのおそれがある場合
 - (2) 出店者や出店者の商品等に対するお客様の評価が悪化したり当社にお客様から出店者に対するクレームが寄せられたりするなど、出店者のお客様対応もしくは商品等

がYahoo!オークションにふさわしくない、または出店者による本サービスの利用が不適当と当社が判断した場合

- (3) 出店者またはその代表者の法令等違反につき調査の必要が生じた場合
- (4) 出店者またはその代表者の所在または生死につき調査の必要が生じた場合
- (5) 出店者が当社もしくはお客様に対して負う義務を履行しない場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合
- (6) 出店者の行為がお客様の生命、身体、名誉もしくは財産に被害を及ぼした場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合
- (7) その他、第 40 条（契約解除）第 2 項各号に定める事由が発生した場合または発生するおそれがあると当社が判断した場合

3. 当社は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合、出店者に事前に通知の上、本サービスおよびYahoo!オークションの提供を中止または停止することができるものとします。ただし、緊急を要する場合は事前の通知を必要としないものとします。

- (1) 当社のシステムの保守・点検を行う場合
- (2) 火災・停電・通信回線の事故または天災地変などにより、本サービスの提供またはYahoo!オークションの運営が不可能となった場合
- (3) その他当社の実施しているサービス（本利用約款に定めるサービスに限られません）の運用上または技術上当社が必要と判断した場合

第 37 条（当社の損害賠償）

本利用約款で当社が免責されている場合を除き、当社の故意または重過失により出店者に損害が発生した場合に限り、当社は出店者に対し当該損害を賠償するものとします。

第 38 条（有効期間）

1. 本契約は、第 2 条（契約の成立）第 3 項に定める契約成立の日より効力を生じ、当月末日まで有効とします。
2. 前項の定めにかかわらず、契約期間満了日までに、いずれかの当事者より期間満了日をもって本契約を終了する旨の通知がなされない限り、本契約は自動的に 1 か月間更新されるものとし、以後も同様とします。
3. 出店者は、本契約を終了する旨の通知をする場合、当社の指定する書式および方法にて行うものとします。

第 39 条（中途解約）

1. 当社および出店者は契約期間中であっても、その中途解約を希望する場合、解約を希望する月の前月末日（末日が当社または出店者の休業日に当たる場合には、その直前の営業日）までに、その旨を相手方に通知することにより本契約を解約することができるものとします。

2. 前項の規定に従い出店者が中途解約する場合、出店者は当社所定の方法により前項の通知を行わなければなりません。
3. 第 1 項の通知がなされることにより、本契約は解約希望月の末日をもって終了します。
4. 削除

第 40 条（契約解除）

1. 当社は、出店者が本契約に定める義務の全部または一部に違反し、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、出店者が当該期間内に是正または履行しない場合、本契約および当社と出店者の間の他の契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その履行を停止し、または契約を解除することができるものとします。
2. 当社は、出店者が次の各号の一に該当する場合、何らの通知、催告なしに、直ちに本契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その履行を停止し、または本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 前項の定めにかかわらず、本利用約款に即時に契約解除できるとの定めがあるとき
 - (2) 当社もしくはお客様に対して負う義務を履行しない、またはそのおそれがある場合など出店者による本契約違反が重大であると当社が判断したとき
 - (3) 出店者が当社と出店者との間の他の契約に定める義務の全部または一部に違反し、当該他の契約の全部または一部につき、その履行を停止され、または契約を解除されたとき
 - (4) 財産または信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立があったときまたは租税公課を滞納し督促を受けたとき
 - (5) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき
 - (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立があったときまたは解散（法令に基づく解散も含みます）、清算もしくは私的整理の手続に入ったとき
 - (7) 資本減少、事業の廃止、休止、変更または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき
 - (8) 手形または小切手を不渡とし、その他支払不能または支払停止状態となったとき
 - (9) 信用状態が悪化したと当社が判断したとき
 - (10) 商品等や販売方法等に関し、関係官庁等による注意または勧告を受けたとき
 - (11) 商品等や販売方法等に関し、第三者から権利侵害のクレームを受けたり公序良俗に反したりするなど、本サービスの利用を当社がふさわしくないと判断したとき
 - (12) 出店者の代表者もしくは出店者の指定する担当者と連絡がとれなくなったときまたは出店者の代表者の意思が確認できないとき
 - (13) 当社の信用を毀損する、またはそのおそれがあると当社が判断したとき
 - (14) 指定収納代行会社が定める支払期日に支払を遅延したとき、指定収納代行会社との契約に違反したときまたは指定収納代行会社との契約が終了したとき

- (15) 出店者が個人の場合において、その個人が死亡し、その相続人が本契約に定める義務を履行できないと当社が判断したとき
 - (16) 出店者が法人の場合において、その代表者が死亡し、出店者が本契約に定める義務を履行できないと当社が判断したとき
 - (17) 主要な株主または経営陣の変更がなされ、本契約を継続することが不相当と当社が判断したとき
 - (18) 法令等に違反したとき
 - (19) その他、出店者との契約を継続できないと当社が判断したとき
3. 出店者が第 1 項または前項各号の一に該当する場合、出店者は、当社に対するすべての債務（本契約による債務に限定されません）について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて当社に支払わなければならないものとします。この場合、当社は別途通知することなく、当社が出店者に対して有する債権と出店者が当社に対して有する債権とを対等額にて相殺し、出店者の当社に対する債務の弁済に充当します。
4. 本条に基づく契約の解除は、当社の出店者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第 41 条（契約終了時の処理）

1. 本契約が終了した場合、当社は、ガイドライン等に従って、出店者の本サービスの利用を停止します。
2. 当社は、本契約の終了時に、出店者情報を含む出店者に関連するすべての情報を削除することができるものとします。また、出店者情報以外の商品等販売情報についても、本契約終了後で当社所定の期間経過後に、出店者に事前に通知することなく削除することができるものとします。
3. 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用されます。
4. 本契約終了後も、第 17 条（出店者の売主としての義務）第 5 項、第 35 条（秘密保持義務）、本条（契約終了時の処理）、第 43 条（協議）、第 44 条（合意管轄）および第 45 条（準拠法）の各規定については、その効力が存続するものとします。

第 42 条（変更）当社が必要と判断した場合には、本利用約款を変更することができるものとします。この場合、当社は、当社のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法にて、本利用約款を変更する

旨および変更後の本利用約款の内容ならびにその効力発生日を周知するものとします。

第 43 条（協議）

本利用約款に定めのない事項または本利用約款の解釈に生じた疑義について、当社および出店者は、誠実に協議して解決を図るものとします。

第 44 条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、訴額に応じ東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 45 条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行および解釈については日本法に準拠するものとします。

附則

1. 当社と出店者との間で別途の合意がある場合または当社が別途定める場合を除き、本利用約款の改定日にかかわらず、月額システム利用料は 2013 年 10 月分から無料とします。
2. 削除
3. 削除

第 2 編 オークションストア決済サービス

第 1 章 オークションストア決済サービス基本約款

「オークションストア決済サービス基本約款」（以下「オークションストア決済約款」といいます）は、当社が出店者に対して提供するオークションストア決済サービス（本章第 1 条第 2 号に定めます）の利用に適用されます。なお、オークションストア決済約款において第 1 編と異なる定めがある場合、オークションストア決済約款の定めが優先されるものとし、オークションストア決済約款に定めのない語句および用語の定義は、第 1 編の定めに従うものとします。

第 1 条（用語の定義） オークションストア決済約款に使用する語句および用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「指定決済会社」とは、購入額の決済手段として当社が指定する決済手段を提供、運営する、クレジットカード会社、銀行その他の法人、団体その他の組織または当該法人、団体その他の組織と提携する第三者をいいます。
- (2) 「オークションストア決済サービス」とは、購入ボタン取引において、購入額を決済するために当社が提供する、次の（ア）から（ウ）をその内容とするサービスをいいます。
 - (ア) 購入額の立替払いまたは代理受領
 - (イ) 指定決済会社への所定のデータの送信
 - (ウ) 上記(ア)(イ)の他、購入額の決済に付随または関連するサービス

第 2 条（約款の適用範囲）

1. 出店者は、オークションストア決済サービスの利用にあたり、オークションストア決済サービスで利用できる決済手段ごとに定める約款（以下「個別約款」といいます）が適用されることを承諾するものとします。
2. 個別約款においてオークションストア決済約款と異なる定めがある場合、個別約款の定めが優先して適用されます。

第3条（出店者の審査）

1. 当社は、出店者にオークションストア決済サービスを提供するにあたり、当社および指定決済会社所定の審査を行うものとします。
2. 出店者は、前項の審査の結果によっては、当社がオークションストア決済サービスにおいて提供する決済手段の一部を利用できない場合があることを承諾するものとします。この場合、当社または指定決済会社はその理由を開示しません。

第4条（出店者情報の指定決済会社への提供等）

1. 当社は、第1編第29条第1項の変更の届け出を受領した場合、当該変更の内容を指定決済会社に対し提供することができるものとします。この場合、出店者は、指定決済会社が、必要に応じて指定決済会社にて管理する出店者に関する情報を変更することを承諾するものとします。
2. 出店者は、当社が、指定決済会社から出店者に関する情報の提供を受けること、また、必要に応じてならびに当該情報に基づいて出店者情報を変更することを承諾するものとします。

第5条（オークションストア決済サービス利用の対価）

出店者は、当社に対して、第1編第12条第2項に定めるロイヤルティを当社の指定する方法で当社の指定する期日までに支払うものとします。

第6条（出店者の順守事項）

1. 出店者は、本利用約款に加えて、指定決済会社が出店者向けに定める規約等を順守するものとします。
2. 出店者は、次の各号に定める事項を行ってはなりません。
 - (1) お客様が選択した決済手段による取引を拒絶すること
 - (2) お客様が選択した決済手段と異なる決済手段による支払を要求すること
 - (3) お客様が選択した決済手段と異なる方法で購入額を決済すること
 - (4) オークションストア決済サービスで提供する以外の決済手段（当社が個別に認める決済手段を除きます）で購入額決済すること
 - (5) お客様が選択した決済手段に応じて購入額を変更すること
 - (6) 購入額以外の金銭の支払を請求すること
 - (7) 指定決済会社の信用またはイメージを毀損する行為

- (8) オークションストア決済サービスを、換金を目的とした行為、当該行為をお客様に行わせる行為またはこれらの行為を助長する行為のために利用すること
 - (9) 前各号のほか、当社または指定決済会社がオークションストア決済サービスの利用方法として不適切な行為と認める行為を行うこと、またはそのおそれのある行為を行うこと
3. 出店者は、オークションストア決済サービス所定の売上処理（以下「売上処理」といいます）において、次の各号を行ってはなりません。
- (1) 購入額以外の売上について売上処理の対象とする行為
 - (2) 通常 1 回の売上処理とすべき購入額を、取扱日付の変更、分割等により複数の売上として売上処理する行為
 - (3) 売上の日付、金額その他の事項について不実のデータを作成する行為
 - (4) 購入額の売上処理以外の目的にオークションストア決済サービスを利用する行為またはオークションストア決済サービスの運営を妨げる行為
 - (5) 前四号の他、当社が禁止する行為

第 7 条（商品等の制限）

当社は、当社が別途定める商品等について、オークションストア決済サービスの全部または一部の利用を制限する場合があります。

第 8 条（購入申し込みの取消し）

- 1. 出店者は、お客様による商品等の購入申し込みの取消しに応じる場合、お客様から当該購入申し込みの取消しの連絡を受けた日（出店者が発送または提供済みの商品等の返品を受け付ける場合は、出店者がお客様から返品対象の商品等を受領した日）を基準日（売上処理の取消日）とし、速やかに当社所定の取消処理（以下「取消処理」といいます）を行うものとします。
- 2. 当社は、取消処理がなされた購入申し込みについて、購入額の支払を行いません。
- 3. 出店者は、取消処理がなされた購入申し込みについて購入額の支払が完了している場合、支払済みの購入額を当社所定の方法により返還するものとします。返還にかかる振込手数料等の費用は出店者が負担するものとします。
- 4. 当社は、出店者が前項に基づき購入額を返還する場合、オークションストア決済約款および個別約款（以下総称して「オークションストア決済約款等」といいます）に基づき出店者に支払う購入額その他の出店者に支払う金銭から当該返還相当額を控除することができるものとします。

第 9 条（購入額の返還等）

- 1. 当社は、商品等の売買または提供について次の各号に定めるいずれかの事項が判明した場合、オークションストア決済約款等に基づき出店者に対し支払った購入額の返還を請求することができるものとし、当社が当該請求をした場合、出店者は、当社所定の方法

により、直ちに当該購入額を現金にて返還するものとします。返還にかかる振込手数料等の費用は、出店者が負担するものとします。

- (1) お客様以外の第三者によるなりすまし等の不正な行為があった場合、またはそのおそれがある場合
 - (2) 売上処理の内容が事実と異なる場合、または売上処理に不備がある場合
 - (3) 第 1 編第 21 条第 1 項のクレームが、商品等の発送日または提供日より 30 日を経過しても解決しない場合、またはそのおそれがある場合
 - (4) 出店者が、本利用約款に違反した場合、またはそのおそれがある場合
2. 当社は、前項の場合、オークションストア決済約款等に基づき出店者に支払うべき購入額から、出店者が返還する金銭相当額を控除することができるものとします。
 3. 第 1 項各号のいずれかに該当する疑いがあると当社または指定決済会社が認めた場合、当社は、当社自らまたは当該指定決済会社に対して当該事項について調査を行うことまたは行わせること、また、当該調査が完了するまで購入額の支払を留保することができるものとします。
 4. 前項の調査が完了し、当社が前項に基づき支払を留保している購入額につき第 1 項各号に該当しないと認めた場合、当社は、出店者に対し当該購入額を支払うものとします。この場合、当社は、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第 10 条（指定決済会社の商号、サービスマーク、ロゴ等の使用）

出店者は、オークションストア決済サービスの利用において当社および指定決済会社が承諾する範囲内かつ当社所定の方法で、指定決済会社の商号、サービスマーク、ロゴ等を使用することができるものとします。

第 11 条（調査協力等）

1. 出店者は、当社または指定決済会社が出店者に対し業務内容、オークションストア決済サービスの利用状況、商品等の内容または売上処理の内容等、当社が必要と認めた事項に関して調査、報告または資料の提示を求めた場合、直ちにこれに応じるものとします。
2. 出店者は、当社より当社または指定決済会社が法令に基づく報告等を行うにあたり必要な情報その他法令で報告が義務付けられた事項の提示を求めた場合、直ちにこれに応じるものとします。
3. 出店者は、当社または指定決済会社が出店者に対しオークションストア決済サービスの不正利用などに関して、所管の警察署への資料や被害届等の提出を求めた場合、直ちにこれに応じるものとします。

第 12 条（オークションストア決済サービスの中断）

1. 当社は、指定決済会社のシステムの定期点検、保守等のやむを得ない事情により、オークションストア決済サービスの提供の全部または一部を中止または停止する場合があります。

ます。この場合、当社は、緊急を要する場合を除き、出店者に対し事前にその旨を通知します。

2. 当社は、次の各号の一に該当する場合、出店者に何ら通知することなくオークションストア決済サービスの全部または一部を中止または停止することができるものとします。この場合、当社は事後速やかに出店者に対しその旨を通知します。
 - (1) オークションストア決済サービスの不正利用防止などのため、中止または停止する必要があると当社が判断した場合
 - (2) 指定決済会社のシステムが中止または停止したことにより、当社がオークションストア決済サービスを提供することができない場合
3. 前二項のいずれかに該当してオークションストア決済サービスを使用することができないことにより出店者に損害が生じた場合においても、これらの損害につき当社は責任を負わないものとします。

第 13 条（損害賠償）

出店者は、オークションストア決済約款等に違反し、当社または指定決済会社に損害を与えた場合、当該損害を賠償する責を負うものとします。

第 14 条（残存条項等）

本契約終了後も、前条および本条は有効に存続します。

第 2 章 カード決済サービス

第 1 款 カード決済サービス利用約款

「カード決済サービス利用約款」（以下「カード決済約款」といいます）は、当社がオークションストア決済サービスの一として提供するカード決済約款第 2 条に定めるカード決済サービスを利用した購入額の決済に適用されます。なお、カード決済約款に定めのない語句および用語の定義は、第 1 編または第 2 編第 1 章の定めに従うものとします。

第1条（用語の定義）

カード決済約款に使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「カード」とは、それを提示しもしくは通知して、商品等を購入しまたは提供を受けることができるカード（その他の物または番号、記号その他の符号を含みます）であって、当社が別途指定する国際ブランドマークの付されたものをいいます。
- (2) 「カード会社」とは、指定決済会社のうち、カードを交付もしくは付与し、または当社または指定決済会社が加盟するクレジットカードサービスを運営する法人、団体その他の組織および当該法人、団体その他の組織が提携する第三者の総称をいいます。

- (3) 「会員」とは、お客様のうち、カード会社の定める会員規約に基づいて、その発行するカードの利用を認められた者をいいます。
- (4) 「カード関連情報」とは、取引情報のうち、会員が利用するカードに関する情報であって、カード番号、カードの有効期限、カードのセキュリティコードまたはカード会社に登録された会員の氏名、電話番号もしくは生年月日など、カードを利用するために必要な情報をいいます。

第2条（カード決済サービス）

当社は、出店者に対して、商品等の通信販売においてカード関連情報を自ら取得または保持することなくカードによる購入額の決済を実現するための、次の各号に定めるサービス（以下「カード決済サービス」といいます）を提供します。

- (1) 購入額の立替払い
- (2) 購入額に関するカード会社への請求等、第3条第3項に定めるカード加盟店契約に基づいて出店者が履行すべき業務の代行
- (3) 商品等の購入申し込みを行った者の本人確認の支援
- (4) カード関連情報の管理
- (5) 前四号に付随または関連するサービス

第3条（カード加盟審査等）

1. 当社は、カード決済サービスの利用申し込みを受け付けた場合、当社およびカード会社において、出店者によるカード決済サービスの利用について審査（以下「カード加盟審査」といいます）を行うものとします。
2. カード決済サービスの利用においては、オークションストア決済約款等およびカード決済約款（以下総称して「カード決済約款等」といいます）の定めに加え、次の各号のカード会社が定める加盟店規約（以下「カード加盟店規約」といいます）が適用されるものとし、出店者は、次に掲載するカード加盟店規約を順守しなければならないものとします。

- (1) カード会社：株式会社ジェーシービー

<http://www.jcb.co.jp/merchant/regulation/mail-order-business.html>

- (2) カード会社：アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド

<https://www.americanexpress.com/jp/content/merchant/existing/supportandservices/terms-and-conditions.html>

3. 2013年7月1日以降のカード決済サービスの利用申し込みにかかるカード会社によるカード加盟審査の結果によっては、出店者とカード会社との間でカード加盟店規約に基づく契約（以下「カード加盟店契約」といいます）が成立しない場合があります。この場合、出店者は、カード加盟店契約が成立しないカード会社のブランドが付されたカードによる購入額の決済を行うことはできません。
4. 前項に該当する場合、当社またはカード会社は、その理由を開示しません。

5. 出店者は、当社に対し、次の各号について当社が加盟店を包括的に代理する権限を付与するものとします。
 - (1) 出店者とカード会社との間のカード加盟店契約の締結およびこれに付随する合意
 - (2) カード加盟店契約に関連するカード会社との間の一切の取引
6. カード決済約款等とカード加盟店規約の定めと齟齬がある場合、カード決済約款等の定めが適用されるものとします。

第4条（カードの支払方法）

当社は、購入額の支払において会員が利用することのできるカードの支払方法（1回払い、分割払い等）を、別途出店者に通知します。

第5条（売上承認処理）

1. 出店者は、会員よりカードによる商品等の購入申し込みがあった場合、当該商品等にかかる購入額についてカード会社の売上の承認を得るための当社所定の処理（以下「売上承認処理」といいます）を行うものとします。
2. 当社は、売上承認処理に基づき、カード会社に対して出店者の商品等にかかる購入額に関して売上の承認を請求し、当該請求の結果を出店者に通知します。なお、カード会社による売上の承認は、請求時点におけるカードの有効性を確認するものであり、商品等の購入申し込みを行った者が会員本人であることを保証するものではありません。
3. 出店者は、カード会社から売上の承認を得た場合、速やかに会員との売買契約等に基づいて商品等の発送または提供を行うものとします。
4. 出店者は、カード会社から売上の承認が得られなかった場合、承認を得られなかった購入額の決済手段をカードとする売買契約等を締結してはなりません。

第6条（売上確定処理）

1. 出店者は、商品等の購入申し込みについてカード会社より売上の承認が得られ、商品等の発送または提供が完了した場合、速やかに当社所定の売上の確定処理（以下「売上確定処理」といいます）を行うものとします。
2. 当社は、売上確定処理がなされた購入額について、カード会社に対し、当該購入額の立替払いを請求します。
3. 出店者は、商品等の発送前または提供前に、売上確定処理を行ってはなりません。

第7条（購入額の立替払い）

当社は、売上確定処理のなされた購入額について、当社所定の日で締め、当社所定の期日までに、出店者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により立替払いします。ただし、立替払いの方法につき出店者が当社所定の方法と異なる方法を希望し、当社がこれに同意した場合は、当該当社が同意した方法によるものとします。

第 8 条（カード関連情報の扱い）

出店者は、カード関連情報の適正管理および情報漏えい防止のため、当社がカード関連情報を出店者に開示しないことを承諾するものとします。

第 9 条（カードの不正利用への対応等）

1. 出店者は、自己の責任において、取引の安全性の確保に努め、当社が推奨するカードの不正利用の防止措置を講じる等、カードの不正利用の防止に協力するものとします。
2. 出店者は、商品等の購入申し込みを行った者が会員本人以外であると疑われる場合、商品等の受領確認を行うことができない等、発送先の住所が不審と思われる場合または商品等の購入申し込みにおけるカードの使用状況が明らかに不審と思われる場合は、通信販売を行わないものとし、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。
3. 当社は、出店者とお客様との取引において、当社所定の調査によりカードの不正利用が発生しているまたはそのおそれがあると判断した場合、出店者に対して商品等の発送または提供を停止することを求めることができるものとし、出店者は当該求めがあった場合、直ちにこれに応じるものとします。

第 10 条（購入額を立替払いしない場合等）

1. 当社は、出店者が行った通信販売について次の各号の一に該当した場合、出店者に対し購入額を立替払いしないことができるものとします。
 - (1) 売上承認処理を行わずに通信販売を行った場合
 - (2) 売上確定処理の内容が正当なものでない場合または売上確定処理の内容に不実不備がある場合
 - (3) 商品等の発送日または提供日より 30 日を経過して売上確定処理がなされた場合
 - (4) 第 1 編第 21 条第 1 項のクレームが発生した場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (5) 会員に商品等の引渡しまたは提供がなされていない場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (6) 出店者が第 1 編第 40 条第 2 項各号のいずれかに該当することが判明した場合またはその疑いがあると当社が認めた場合
 - (7) その他出店者が第 1 編またはカード決済約款等およびカード加盟店規約に違反した場合
 - (8) 会員から、カードを利用していない旨の申し出があった場合または商品等の購入申し込みを行った者が会員本人以外であると疑われる場合
2. 出店者は、前項各号に定める事項が第 7 条に定める購入額の立替払いの後に判明した場合、購入額を当社所定の方法により返還しなければならないものとし、返還にかかる振込手数料等の費用は、出店者が負担するものとします。

3. 当社は、前項の場合、第 7 条に基づき出店者に立替払いする購入額その他の出店者に支払うべき金銭から、出店者が返還する金銭相当額を控除することができるものとします。
4. 当社は、第 1 項各号に該当する疑いがあると当社またはカード会社が認めた場合、自らまたはカード会社に対して、当該事項について調査（以下「事実調査」といいます）を行いまたは行わせること、また、事実調査が完了するまで購入額の立替払いを留保することができるものとします。
5. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、購入額の立替払いを行わないことができるものとします。
 - (1) 事実調査の開始より 30 日を経過しても前項の疑いが解消しない場合
 - (2) 事実調査の開始から 14 日以内に、事実調査のため当社が出店者に対して行う問い合わせに出店者が対応しない場合
6. 事実調査が開始後 30 日以内に完了し、当社が第 4 項に基づき立替払いを留保している購入額につき第 1 項各号に該当しないと認めた場合、当社は、出店者に対し当該購入額を立替払いするものとします。この場合、当社は、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第 11 条（JDM センターへの共同利用情報の登録等）

1. 出店者および出店者の代表者（以下「出店者ら」といいます）は、別表に定める共同利用の目的のために、当社が、本契約に基づき当社が収集した出店者らに関する情報のうち別表に定める共同利用情報に該当する情報（以下「加盟店共同利用情報」といいます）を、一般社団法人日本クレジット協会加盟店情報交換センター（以下「JDM センター」といいます）に登録する場合があること、および別表に定める共同利用者が、加盟店共同利用情報を利用することに同意するものとします。
2. 出店者らは、JDM センターに登録されている別表に定める共同利用情報の開示を請求する場合は、別表に定める JDM センターの問い合わせ先に連絡の上、JDM センター所定の手続に従うものとします。
3. 出店者らは、当社が、本契約終了後も業務上必要な範囲で、関連法令および当社が定める所定の期間、当社が収集した出店者に関する情報を保有し、利用することに同意するものとします。

<別表> 加盟店共同利用情報

加盟店情報の共同利用について	当社は、下記のとおり個人情報保護法第 27 条第 5 項 3 号に基づく加盟店情報の共同利用を行っております。
----------------	---

<p>加盟店情報交換制度について</p>	<p>一般社団法人日本クレジット協会（以下「協会」という）は、割賦販売法第 35 条の 18 の規定に基づき、経済産業大臣から認定を受けております。協会では、認定業務のひとつである利用者（クレジットの利用者）等の利益を保護するために必要な情報の収集、整理および提供を、JDM センターにおいて行っております。</p>
----------------------	--

<p>共同利用の目的</p>	<p>割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為および当該情報に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報および利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報ならびにクレジットカード番号等の適切な管理およびクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報およびクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を当社が JDM センターに報告することおよび加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM 会員」という）に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資すること。</p>
----------------	--

<p>共同利用情報</p>	<p>(1) 個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等にかかる苦情処理のために必要な調査の事実および事由</p> <p>(2) 個別信用購入あっせんにかかる業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんにかかる契約を解除した事実および事由</p> <p>(3) クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実および事由</p> <p>(4) クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、または適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実および事由</p> <p>(5) 利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われるまたは該当するかどうか判断できないものを含む。）にかかる、JDM 会員または利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>(6) 利用者等（契約済みのものに限らない）から JDM 会員に申し出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報および当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。）</p> <p>(7) 加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報</p> <p>(8) 行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律</p>
	<p>等について違反または違反するおそれがあるとして、公表された情報等）について、JDM センターが収集した情報</p> <p>(9) 上記の他、利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</p> <p>(10) 前記各号にかかる当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、第 6 号の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名および生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く</p>
<p>登録される期間</p>	<p>登録日（上記第 3 号および第 7 号にあっては、当該情報に対応する第 4 号の措置の完了または契約解除の登録日）から 5 年を超えない期間</p>

共同利用者	協会会員であり、かつ JDM 会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者および JDM センター
JDM センターに登録された情報についての問い合わせ先	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDM センター） 住所：東京都中央区日本橋小網町 14 番 1 号 住生日本橋小網町ビル 代表理事：松井 哲夫 電話番号：03-5643-0011（代表） URL：https://www.j-credit.or.jp/association/members_store.html

第 2 款 カード決済補償特約

「カード決済補償特約」（以下「補償特約」といいます）は、カード決済サービスの利用により購入額が決済された場合に、出店者に対して適用される特約であり、カードの不正利用によって発生した出店者の損失の負担に関する条件を定めるものです。補償特約に定めのない語句および用語は、第 1 編、第 2 編オークションストア決済約款およびカード決済約款の定めに従うものとします。

第 1 条（カードの不正利用における損失補償）

出店者は、カード決済サービスを利用するにあたり、第三者によるカードの不正利用によって損失を被った場合、補償特約に定める範囲内で当社が当該出店者に生じた損失を負担します。

第 2 条（損失の負担）

1. 第三者によるカードの不正利用が発生した出店者とお客様の間の取引が次の各号のすべてに該当した場合（以下、該当する取引について「補償対象取引」といいます）、第 4 項に定める上限の範囲内で、カード決済約款第 10 条に基づき出店者が負担する損失を当社が負担します。
 - (1) 第三者によるカードの不正利用が発生した取引が、カード決済サービスを利用した取引であること
 - (2) カード決済約款第 10 条に該当し、カード会社より購入額の支払拒絶または返還請求を受けた取引であること
2. 当社は、前項に基づいて出店者の損失を負担する場合、当該損失負担額の範囲内で、カード決済約款第 7 条に基づき出店者に対して当該購入額の全部または一部を支払い、またはカード決済約款第 10 条に基づく返還請求の全部または一部を行いません。

3. 当社は、前項に基いて購入額の全部または一部を当社が出店者に支払う場合、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
4. 当社が負担する損失額の上限は、出店者のアカウントあたり、当社が補償対象取引の損失を負担することを決定した日を基準に当月内で金 50 万円とします。
5. 出店者は、当月においてカードの不正利用により出店者に発生した損失が前項に定める損失額の上限を超過した場合、当該の超過した損失を負担するものとします。

第 3 条（損失を負担しない場合）

1. 当社は、次の各号のいずれかの事項に該当する場合は、前条に基づく損失の負担を行わないものとします。
 - (1) 当社が要請したにもかかわらず、出店者が、当社が提供するカード認証項目の追加設定などの不正利用防止措置を実施しなかった場合
 - (2) カードの不正利用の疑いがある取引について当社またはカード会社を含む指定決済会社が調査または報告を求めたにもかかわらず、出店者が、これに協力しなかった場合
 - (3) 当社がカード決済約款第 9 条第 3 項に基づき出店者に商品等の発送または提供の停止を求めたにもかかわらず、出店者が、商品等の発送または提供を行った場合
 - (4) 出店者が、商品等の通信販売に際して取引通念上要請される注意義務を怠った場合
 - (5) カード会社による購入額の支払拒絶または返還請求の原因が、第三者によるカードの不正利用ではなく、出店者とお客様との売買契約等の無効、取消し、解除、その他紛議による場合
 - (6) 補償対象取引のお客様が、出店者の役員、従業員またはこれらの者の親族である場合
 - (7) 出店者が、当社に対する支払債務の履行を遅延している場合
 - (8) 出店者らが、補償対象取引についてお客様またはその関係者、保険会社等から損害の賠償（一部の賠償か全部の賠償であるかを問いません）を受けている場合（損害賠償の予定が決まっている場合も含みます）
 - (9) 出店者が、インターネットを通じた情報の配信や電子メールによる情報の送付など電磁的方法により役務を提供する場合または実店舗などにおいて商品等をお客様に引渡す場合（店頭受取サービスや自宅外配送サービスが利用された場合を含みますが、これらに限りません）など、商品等の発送を行わない場合
 - (10) 出店者が、第 1 編第 40 条第 1 項または第 2 項に定める解除事由に該当する場合
 - (11) 出店者が、第 1 編、オークションストア決済約款またはカード決済約款に違反した場合
 - (12) 第 1 編第 36 条第 1 項に定める当社の責に帰することのできない事由が生じた場合
 - (13) 前十二号に掲げる事項に該当しない場合であっても、当社がこれらに準じる事由が認められると判断した場合または当社が損失を負担の対象外とすることが相当であると判断した場合

2. 当社は、補償対象取引において、商品等が取引情報と異なる住所に発送された場合、補償特約に基づく損失の負担を行わないことができるものとします。

第3章 決済事務代行サービス

第1款 決済事務代行サービス利用約款

「決済事務代行サービス利用約款」（以下「決済代行約款」といいます）は、当社がオークションストア決済サービスの一として提供する第2条第1項に定める決済事務代行サービスを利用した代金決済取引すべてに適用されます。なお、決済代行約款において第1編または第2編第1章と異なる定めがある場合、決済代行約款の定めが優先されるものとし、決済代行約款に定めのない語句および用語の定義は、第1編または第2編第1章の定めに従うものとします。

第1条（用語の定義）

決済代行約款に使用する用語のうち、「代金決済手段」とは、第2条第1項に定める決済事務代行サービスにおいて取り扱う決済手段であって、次の各号に定めるものの総称をいいます。

- (1) 「コンビニエンスストア支払い」：当社が別途指定するコンビニエンスストアにおける決済
- (2) 「PayPay」：以下（ア）から（エ）の総称をいいます。なお、PayPayのうち、以下（ア）から（ウ）を総称して「PayPay 残高等」といいます。
 - (ア) 購入額の弁済のために使用することができ、また払出をすることができる電磁的方法であって、PayPay 株式会社が「PayPay マネー」という名称で発行するもの
 - (イ) 購入額の弁済のために使用することができる電磁的方法により記録される前払式支払手段であって、PayPay 株式会社が「PayPay マネーライト」という名称で発行するもの
 - (ウ) PayPay 株式会社または同社の提携先が指定する商品を購入する等、PayPay 株式会社または同社の提携先が定める条件に従って、PayPay 株式会社が無償で付与するものであり、同社が「PayPay ポイント」という名称で発行するもの
 - (エ) PayPay 株式会社が提供するアプリケーション上で PayPay カード株式会社が発行するクレジットカード番号等を利用する決済手段であって、PayPay 株式会社および PayPay カード株式会社が「PayPay カード（PayPay 決済用）」という名称（※サービス画面上は PayPay クレジット（旧あと払い）との名称）で提供するもの
- (3) その他当社が指定する決済手段

第2条（決済事務代行サービス）

1. 当社は、出店者に対して、購入額の決済を代金決済手段によって行うため、次の各号に定めるサービス（以下「決済事務代行サービス」といいます）を提供します。
 - (1) 購入額の代理受領
 - (2) 購入額の決済に必要な所定のデータの指定決済会社への伝送
 - (3) 前二号に付随または関連するサービス
2. 出店者は、当社に対し、決済事務代行サービスを提供するための代理権限を付与するものとします。

第3条（購入額の代理受領）

1. 当社は、お客様が代金決済手段により購入額の支払を行った場合、前条第2項の代理権限に基づき、出店者に代わって代金決済手段を提供する指定決済会社から購入額を受領します。
2. 当社は、前項に従い指定決済会社から受領した購入額を、当社所定の期日で締め、当社所定の期日までに、出店者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとします。支払に要する振込手数料等の費用は当社が負担します。ただし、出店者がこれと異なる支払方法を希望し、当社がこれに同意した場合は、当該当社が同意した支払方法によるものとします。
3. 決済事務代行サービスは出店者に代わり購入額を受領するサービスであり、当社は、理由のいかんを問わず、当社所定の期日内にお客様が購入額の全部を支払わない場合または指定決済会社が当社に購入額を支払わない場合、出店者に対して購入額の支払義務を負うものではなく、また、お客様への請求、督促、請求書または領収書の発行等はいりません。

第4条（その他）

出店者は、指定決済会社が収入印紙を貼付した領収書をお客様に交付した場合、当該収入印紙相当額を負担するものとします。

第2款 PayPay 残高等利用特約

「PayPay 残高 利用特約」（以下「PayPay 残高 特約」といいます）は、出店者が、当社を通じて、PayPay 残高等を利用して購入額を決済する場合に、決済代行約款に追加して適用されます。なお、PayPay 残高特約において第1編、第2編第1章または決済代行約款と異なる定めがある場合、PayPay 残高特約の定めが優先されるものとし、PayPay 残高特約に定めのない語句または用語の定義は、第1編、第2編第1章または決済代行約款の定めに従うものとします。

第1条（PayPay 残高等に関する定め）

1. 出店者は、PayPay 残高等を利用して購入額を決済する場合、PayPay 株式会社が定める「PayPay 残高加盟店規約（オンライン決済用）」（<https://about.paypay.ne.jp/docs/terms/paypay-merchant-terms-online/>参照）、規則、ガイドライン等の内容を承認の上、これを行うものとします。
2. PayPay 残高等による購入額の支払においては、PayPay 株式会社による、PayPay を利用する者の PayPay 残高アカウント（PayPay を電磁的に記録し、保管するために必要な口座をいいます）から購入額相当額の PayPay 残高等が減算されたときに、当該 PayPay 残高等を利用する者の出店者に対する購入額の支払債務が消滅するものとします。
3. 出店者は、PayPay 株式会社の提供する PayPay 残高等の機能の一部について、使用できない場合があることにあらかじめ同意することとします。

第2条（禁止行為）

出店者は、Yahoo!オークションを通じて成立した売買契約等について、PayPay 残高特約に基づかない PayPay（実店舗における PayPay を用いた決済または出店者ページに PayPay の QR コードやバーコードを掲示して行う決済）を用いた決済を行いまたはお客様に行わせてはなりません。

第2款の2 PayPay カード（PayPay 決済用）利用特約

「PayPay カード（PayPay 決済用）利用特約」（以下「PayPay カード（PayPay 決済用）特約」といいます）は、出店者が、当社を通じて、PayPay カード（PayPay 決済用）を利用して注文総額を決済する場合に、決済代行約款に追加して適用されます。なお、PayPay カード（PayPay 決済用）特約において第1編、第2編第1章または決済代行約款と異なる定めがある場合、PayPay カード（PayPay 決済用）特約の定めが優先されるものとし、PayPay カード（PayPay 決済用）特約に定めのない語句または用語の定義は、第1編、第2編第1章または決済代行約款の定めに従うものとします。

第1条（PayPay カード（PayPay 決済用））

1. 出店者は、PayPay カード（PayPay 決済用）を利用した決済が、クレジットカード番号等によって行われる信用販売であって、当社と出店者の間で成立する加盟店契約に基づいて行われることをあらかじめ承諾するものとします。
2. 前項に定める当社と出店者の間で成立する加盟店契約は、第2編第2章第1款をその内容とします。

第2条（PayPay に対する代理権の付与等）出店者は、前条第1項に定める加盟店契約に基づき出店者が行う、注文総額の受領、売上承認処理の実施およびカード会社による売上承認結果の受領、売上確定処理の実施、その他の PayPay カード（PayPay 決済用）による決済を行うための包括的な代理権を PayPay 株式会社に対して付与するものとします。

第3条（PayPay 加盟店規約の順守等）

1. 出店者は、PayPay カード（PayPay 決済用）を利用して PayPay カード（PayPay 決済用）により注文総額を決済する場合、PayPay 株式会社が定める「LINE ヤフー株式会社を代表加盟店とする加盟店に適用される PayPay カード（PayPay 決済用）に係る特約」（https://about.paypay.ne.jp/docs/terms/after_ycommerce 参照。以下「PayPay カード（PayPay 決済用）加盟店特約」という。）、規則、ガイドライン等の内容を承認の上、これを行うものとします。
2. 出店者は、PayPay 株式会社の提供する PayPay カード（PayPay 決済用）の機能の一部について、使用できない場合があることにあらかじめ同意することとします。

第4条（注文総額の立替払い）

1. PayPay カード（PayPay 決済用）を利用した決済については、PayPay カード（PayPay 決済用）加盟店特約に従い、PayPay 株式会社が、お客様が出店者に支払うべき注文総額を立替払いします。
2. PayPay 株式会社が出店者に立替払いをすべき金銭については、PayPay カード（PayPay 決済用）加盟店特約の定めにかかわらず、PayPay 株式会社は当社に対して支払を行うものとします。

第5条（禁止行為）

出店者は、Yahoo!オークションを通じて成立した売買契約等について、PayPay カード（PayPay 決済用）特約に基づかない PayPay（実店舗における PayPay を用いた決済または出店者ページに PayPay の QR コードやバーコードを掲示して行う決済）を用いた決済を行いまたはお客様に行わせてはなりません。

2024年4月1日改定